

令和5年度 官民連携による要配慮者支援の充実業務委託先公募要領

1 趣旨

この要領は、静岡県（以下「県」という。）が行う官民連携による要配慮者支援の充実業務の実施に当たり、最も優れた企画力、経験等を持つ事業者に業務委託するため、プロポーザル（企画提案方式）で実施するものである。

2 委託業務の名称

令和5年度 官民連携による要配慮者支援の充実業務委託

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月22日（金）まで

4 委託契約限度額

2,300千円（消費税及び地方消費税を含む。） ※限度額を超えたものは失格とする。

5 委託業務の内容

別紙1「官民連携による要配慮者支援の充実業務委託に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

6 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす法人

- (1) 静岡県内に本社又は営業所等の業務拠点を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(6) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。

7 委託先の選定方法

公募による企画提案方式とする。委託先の選定は、別紙2に定める評価基準により、官民連携による要配慮者支援の充実業務委託選定委員会の委員が審査し、決定する。

8 応募方法等

(1) スケジュール

令和5年8月1日(火)	公告
令和5年8月14日(月)	参加表明書の提出期限
令和5年8月17日(木)	企画提案書の提出期限
令和5年8月23日(水)	プレゼンテーション
令和5年8月24日(木)	選定結果の通知

(2) 企画提案の参加申込み

公募企画提案への参加を希望する者は、参加表明書(様式1)及び上記6に掲げる要件を満たす誓約書(様式2)並びに付属書類を令和5年8月14日(月)午後4時までに提出し、資格審査を受けなければならない。

なお、参加表明書の提出後、辞退を希望する者は辞退届(様式3)を令和5年8月16日(水)正午までに提出すること。

ア 提出方法

持参又は郵送による。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間とすること。(ただし、令和5年8月14日(月)は午後4時までとする。)

イ 提出先

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉長寿政策課企画総務班
〒420-8601 静岡市葵区迫手町9番6号 県庁西館5階

(3) 募集する企画提案の内容等

ア 基本的な考え方

(ア) 企画提案書の提出に当たっては、委託業務内容を十分に理解した上で作成すること。

(イ) 上記5に掲げる委託業務の内容を専門的視点から精査し、必要があれば修正を加え、企画提案を行うこと。

(ウ) 関係法令等を遵守し、所要の措置を講じること。

イ 企画提案書について

(ア) 企画提案書の構成等

a 企画提案書の構成は自由であること。

b 企画提案書は、委託業務をどのような方針や手法で展開し、実施運営していくのかについて、図表等を用いて分かりやすく表現すること。

c 企画提案書は、A4判を基本とすること。

(イ) 提出部数等

提出部数は8部とする。

(ウ) 留意事項等

a 企画提案書の作成に他の者の協力を得た場合及び業務の実施に他の者の協力を得る予定の場合には、企画提案書にその旨を明記すること。

b 虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。

c 企画提案書の提出後の記載内容の変更は認めない。

- d 提出された企画提案書は返却しない。
また、採用した企画提案書を除き、提案者に無断で使用しない。
- (エ) その他
企画提案書作成及び提出、プレゼンテーション審査等に伴う費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (4) 企画提案書の提出方法等
 - ア 提出書類
企画提案書の提出書（様式4）、企画提案書（任意様式）、業務実績表（様式4-2）、見積書（任意様式）
 - (ア) 見積書作成上の注意
提案した内容を実施するために必要な経費を示すこと。
 - (イ) 業務実績表作成上の注意
過去5年以内に受託（実施）した県又は県が出資する法人等のイベントの開催に係る企画業務について、当該業務の名称、契約相手、契約金額及び概要を記載すること。
 - イ 提出方法
持参又は郵送による。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間とすること。（ただし、令和5年8月17日（木）は正午までとする。）
 - ウ 提出期限 令和5年8月17日（木）正午まで（必着）
 - エ 提出先
静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉長寿政策課企画総務班
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館5階

9 仕様書に対する質問

- (1) 仕様書に関して質問がある場合は、次により提出することとし、電子メールにて送信の上、その旨を電話で連絡すること。
 - ア 受付期間
令和5年8月1日（火）から令和5年8月10日（木）の正午まで
 - イ 提出先
静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉長寿政策課企画総務班
電 話：054-221-2052
e-mail：fukushi-chouju@pref.shizuoka.lg.jp
 - ウ 様式
別添様式5とする
- (2) (1) の質問に対する回答書は、質問を受理した日から3日以内（土曜日、日曜日を除く）に質問者に対して電子メールにより回答するほか、福祉長寿政策課ホームページに掲載する。
 - ア 掲載期間
回答した日から令和5年8月14日（月）までの間とする。
 - イ 掲載場所
福祉長寿政策課ホームページ

10 審査

- (1) 事前審査
企画提案者が多数となった場合は、プレゼンテーションを行う者をあらかじめ書面審

査し、5者程度に選定することがある。その場合、事前審査の結果は、令和5年8月22日(火)正午までに電子メールにて通知する。

(2) プレゼンテーション

実施日：令和5年8月23日(水)

場 所：県庁内会議室（静岡市葵区追手町9番6号）

※説明開始時刻等は参加表明者に別途通知する。

ア 1提案当たりのプレゼンテーションの時間は25分(説明15分、質疑10分)とする。

イ プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順とする。

ウ プレゼンテーションは非公開で行うものとする。

(3) 審査

官民連携による要配慮者支援の充実業務委託先選定委員会の委員が審査する。

11 選定方法

令和5年度官民連携による要配慮者支援の充実業務委託企画提案の評価基準(別紙2)による。

12 選定結果の伝達方法及び説明

(1) 選定結果は、辞退者を除く全ての企画提案者に文書により通知する。

(2) 説明は、電話又は来庁面会による。

13 その他

(1) 契約手続に使用する言語並びに通貨は日本語及び日本円とする。

(2) 契約保証金は免除する。

(3) 契約の締結は契約書による。

(4) 採用した企画提案書に関する一切の権利は、県に帰属する。

(5) 本業務は、必ずしも当該企画提案の採用案に沿って行うものではなく、実施に当たっては、委託者と協議して実施内容を決定する。

14 問合せ先

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉長寿政策課企画総務班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館5階

電 話：054-221-2052

F A X：054-221-2142

e-mail：fukushi-chouju@pref.shizuoka.lg.jp